

福島市認可保育施設入所申込に関する確認票

下記の確認事項をお読みいただき、確認欄に☑を入れ署名をしてください。

			確認欄
保育施設について	1	保育所（園）・認定こども園の保育部分は、保護者の仕事等により保育を必要とする児童を保護者に代わり保育を行う施設です。家庭保育が可能となった場合には、退所となります。	<input type="checkbox"/>
	2	施設によって受入可能な月齢、開所時間等が異なりますので、必ずご確認ください。 ※希望施設の入所可能月齢に達していない場合、選考はできません。	<input type="checkbox"/>
	3	受け入れ予定がない施設へ入所申請することも可能ですが、入所のご案内は難しいことをご了承ください。	<input type="checkbox"/>
申請について	4	提出された申請書類内の情報および聞き取った内容について、必要な個人情報を保育の実施のために利用すること、および保育施設等に閲覧・提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	5	申請の内容が事実と異なる場合、支給認定や入所決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
	6	提出された申請書類はすべてお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。	<input type="checkbox"/>
	7	障がい者手帳の有無、健康上や発達、その他気になることなどがある場合は、その程度にかかわらず、申請書類（裏面）の「児童の健康状態」に必ず記入してください。なお、必要に応じて医師・専門機関の診断書等を改めて提出していただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
変更または取下げについて	8	申し込み後に内容に変更があった場合は、変更内容が記された所定の書類を提出してください。連絡がなく変更が判明した場合や、事実と申込内容が異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。 ※申込内容の変更例…住所や連絡先の変更、保育必要要件の変更、世帯状況の変更（婚姻、離婚、祖父母等との同居、別居）など	<input type="checkbox"/>
	9	入所の意思が無くなった場合は、各月の申込期限までに希望変更届様式にて取り下げの手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
保育要件について	10	【育児休業中の場合】 育児休業からの復帰希望の場合、入所申込は復帰する月から申し込みが可能です。 月末までに復帰できない場合は、原則入所決定取り消しまたは退所となります。	<input type="checkbox"/>
	11	【求職活動中の場合】 入所後、2か月以内に就労決定しない場合は、原則退所となります。	<input type="checkbox"/>
	12	【出産予定がある場合】 分娩予定日の2か月前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月までは、「妊娠・出産」要件での認定および入所となります。出産予定がある方は、親子（母子）手帳の写しを提出してください。 ※他の要件に該当しない場合、「妊娠・出産」要件の期間経過後は、申し込みは自動的に取下げとなります。	<input type="checkbox"/>
育児休業延長を希望される場合	13	育児休業及び育児休業給付金延長のお手続きや必要書類等は、保護者ご自身で、雇用先やハローワーク等に確認してください。 ※入所保留通知は、申請期限をさかのぼって発行することが出来ませんので、育児休業明けの場合は特にご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	14	育児休業延長のために指数の減点を希望する場合（家庭状況調査の裏面④部分）、保留通知の指数欄には減点された後の数字が表記されます。 ただし、当該指数調整は内定しないことを保証するものではありません。減点をしても入所決定する場合があります、入所決定した際は入所保留通知の発行はできません。	<input type="checkbox"/>

※裏面に続きます

転入予定の場合	15	福島市外から転入予定で申し込みする場合、入所月の初日までに必ず福島市に住民登録をしてください。入所月の初日までに手続きできない場合、入所決定は取り消しとなります。	<input type="checkbox"/>
入所決定した場合	16	入所当初は、お子さんが保育施設に無理なくなじめるよう「ならし保育」を行い、短い時間でのお預かりとなります（転所の場合も同様です）。ならし保育の期間については個人差があり、2週間以上かかることもあります。	<input type="checkbox"/>
	17	決定した保育施設への入所を辞退する場合は、幼稚園・保育課および施設に連絡をしてください。辞退後に認可保育施設の入所を希望する場合は、再度申し込みが必要です。入所を辞退した場合、同年度に限り指数が減点されますので、ご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	18	入所後、年に1度現況届を提出していただくことで、保育要件を確認します。その際には、就労証明書等の要件確認書類を再度提出していただく必要があります。	<input type="checkbox"/>
	19	利用者負担額（保育料）は父母の市町村民税の所得割額により決定します。父母の収入状況により同居祖父母等も合算して決定する場合があります。 保育料が滞納となった場合、督促状が交付されるほか、市職員が自宅訪問や電話により催告を行います。それでもなお納付がない場合は、財産の差押えを行う場合があります。	<input type="checkbox"/>
入所保留の場合	20	保留通知は初回申請時のみ送付します。年度内申請継続を希望した場合は毎月入所調整をおこないますが、2回目（翌月）以降は入所が決定した場合にのみ結果通知を送付します。 ※結果を確認したい場合、毎月15日頃を目安に幼稚園・保育課へご連絡いただければ、電話にて回答いたします。	<input type="checkbox"/>
	21	入所決定に至らなかった場合に送付する保留通知書には、利用調整上の指数および希望先が記載されます。	<input type="checkbox"/>

※4月入所を申請する場合のみ確認してください。			
現在認可保育施設に入所中の方	22	4月転所申請をする場合、現在入所している施設は転所の成否に関わらず退所となります。（地域型卒園児は除く） また転所申請後は、速やかに園に退所届を提出してください。 ※5月以降の転所申請の場合は、転所先の入所決定に至るまで現在の施設を利用することが可能です。	<input type="checkbox"/>
令和4年度の申請をされている方	23	2年度分（令和4年度、令和5年度）の申請を希望されている場合、令和4年度の結果が優先となり、令和5年度の申請は自動的に取下げとなります。 令和5年度の入所申込を優先される場合は、令和4年度の変更締め切り日までに令和4年度の希望先変更または取下申請をしてください。 令和5年4月の結果は、一次募集：令和5年1月末日頃確定しますが、令和5年3月の結果は、令和4年2月15日頃確定します。 この場合、先に4月の結果が出ますが、令和4年度（令和5年3月）の結果が優先されますので、先に決定した令和5年4月の入所施設は取消となります。	<input type="checkbox"/>

保育所等入所申込にあたり、上記事項について確認し、了承しました。

令和 年 月 日

（署名）
保護者氏名